平成 26 年 5 月 19 日

各　　位

会 社 名　株 式 会 社 ＳＵＭＣＯ
代表者名　取締役社長　橋本　眞幸
（コード：３４３６　東証第一部）
問合せ先　広報･IR室長　澁谷　博史
（ＴＥＬ．０３－５４４４－３９１５）

元従業員による不正行為について

社内監査において、既に退職した財務担当者により不正行為が行われていた疑いがあることが昨年夏に判明したため、直ちに社内調査を実施して事態の解明に取り組むとともに、外部の弁護士と対応を相談し、刑事告訴及び民事の損害賠償請求訴訟を行っておりましたが、今般、上記元財務担当者に対する民事の損害賠償請求訴訟において、当社の訴えを認める旨の判決が東京地裁より出されました。警察等捜査機関による捜査が進行中であり、また民事の損害賠償請求訴訟も係属中であったことから、本日まで公表を控えておりました。

このような事態が生じたことは誠に遺憾であり、株主様、お取引先様をはじめとする関係者の皆様に多大なご迷惑、ご心配をおかけ致しますことを深くお詫び申し上げます。

なお、当社といたしましては、引き続き、警察等捜査機関による捜査に全面的に協力するとともに、今般の事態を厳粛に受け止め、今後の再発防止に向けて全社をあげて取り組んでまいります。

１．不正行為の概要

上記元財務担当者が､平成 21 年 6 月から平成 24 年 4 月にかけて､経理システムを不正に操作し、取引先への支払いを装って、不正に送金を行っていたものです。

なお、不正に送金された金額は約 1 億 1 千 7 百万円ですが、現在までに約 3 千万円を回収しております。

２．再発防止策について

社内調査により判明した事実を分析して再発防止策を策定し、実施いたしました。

今般の事態を重く受け止め、引き続き、内部管理体制の一層の改善・強化に取り組むとともに、社内教育を通じて、社員のコンプライアンスに対する意識の徹底に努めてまいります。

３．処分について

不正行為を行った上記元財務担当者は、不正の疑いが判明した時点では既に、希望退職に応募して退職しておりました。

当時の管理監督者に対しては、既に厳正な社内処分を実施しております。

４．業績に与える影響

不正行為が行われた時点で費用として計上されているため、今期の業績に与える影響はありません。

以　上